

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 一 号

本国会召集日(令和二年一月二十日)(月曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 吉野 正芳君
理事 池田 道孝君 理事 齋藤 健君
理事 谷 公一君 理事 細田 健一君
理事 石川 香織君 理事 近藤 和也君
理事 濱村 進君
泉田 裕彦君 稲田 朋美君
今枝宗一郎君 上杉謙太郎君
金子 俊平君 神谷 昇君
木村 次郎君 小寺 裕雄君
坂本 哲志君 笹川 博義君
鈴木 憲和君 高鳥 修一君
永岡 桂子君 西田 昭二君
野中 厚君 福山 守君
古川 康君 宮腰 光寛君
宮路 拓馬君 築 和生君
青山 大人君 大串 博志君
神谷 裕君 亀井亜紀子君
佐々木隆博君 佐藤 公治君
長谷川嘉一君 広田 一君
緑川 貴士君 石田 祝稔君
田村 貴昭君 森 夏枝君

令和二年一月二十八日(火曜日)

午後四時四十分開議

出席委員

委員長 吉野 正芳君
理事 池田 道孝君 理事 齋藤 健君
理事 谷 公一君 理事 野中 厚君
理事 細田 健一君 理事 石川 香織君
理事 近藤 和也君 理事 濱村 進君
泉田 裕彦君 稲田 朋美君
今枝宗一郎君 上杉謙太郎君

鬼木 誠君 金子 俊平君
神谷 昇君 木村 次郎君
小寺 裕雄君 笹川 博義君
鈴木 憲和君 高鳥 修一君
永岡 桂子君 西田 昭二君
福山 守君 古川 康君
宮腰 光寛君 宮路 拓馬君
築 和生君 青山 大人君
神谷 裕君 亀井亜紀子君
佐々木隆博君 佐藤 公治君
関 健一郎君 中谷 一馬君
長谷川嘉一君 広田 一君
石田 祝稔君 田村 貴昭君
森 夏枝君

農林水産大臣 江藤 拓君
政府参考人 新井ゆたか君
(農林水産省消費・安全局長)
農林水産委員会専門員 梶原 武君

委員の異動
一月二十八日

辞任

坂本 哲志君 補欠選任 鬼木 誠君
大串 博志君 中谷 一馬君
緑川 貴士君 関 健一郎君

同日

補欠選任

鬼木 誠君 坂本 哲志君
関 健一郎君 緑川 貴士君
中谷 一馬君 大串 博志君

同日
理事武部新君同月十七日委員辞任につき、その補欠として野中厚君が理事に当選した。

一月二十日
主要農作物種子法案(後藤祐一君外八名提出、第百九十六回国会衆法第一三三号)
国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(佐々木隆博君外四名提出、第百九十六回国会衆法第一八号)

国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(佐々木隆博君外四名提出、第百九十六回国会衆法第一九号)
畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(佐々木隆博君外六名提出、第百九十六回国会衆法第二三三号)
農業者戸別所得補償法案(長妻昭君外六名提出、第百九十六回国会衆法第三三三号)
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(平野博文君外五名提出、第百九十八回国会衆法第三四四号)
は本委員会に付託された。

一月二十一日

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律等の改正を求める意見書(熊本県議会)(第四九五号)
過去最低となった食料自給率を引き上げる施策を求める意見書(松江市議会)(第四九六号)
国による農業の立て直しを求める意見書(福岡県中間市議会)(第四九七号)
CSF(豚コレラ)の早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める意見書(前橋市議会)(第四九八号)
CSF(豚コレラ)の早期終息に向けた対策の強化等を求める意見書(富山県議会)(第四九九号)

CSFの早期終息等に向けた緊急かつ具体的な対策を求める意見書(滋賀県議会)(第五〇〇号)
CSFの早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める意見書(兵庫県議会)(第五〇一号)
CSF(豚コレラ)の防疫対策等の強化を求める意見書(奈良県議会)(第五〇二号)
CSFの早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める意見書(熊本県議会)(第五〇三号)
CSFの早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める意見書(大分県議会)(第五〇四号)
次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書(山形県酒田市議会)(第五〇五号)
次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書(山形県村山市議会)(第五〇六号)
次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書(山形県天童市議会)(第五〇七号)
次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書(山形県河北町議会)(第五〇八号)
次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書(山形県最上町議会)(第五〇九号)
次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書(山形県三川町議会)(第五一〇号)
次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書(山形県庄内町議会)(第五一一号)
次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書(山形県遊佐町議会)(第五一二号)
主要農作物種子法の復活等を求める意見書(島根県奥出雲町議会)(第五一三号)
主要農作物(米・麦・大豆)の種子を保全する新たな法整備や条例整備と施策を求める意見書(広島県尾道市議会)(第五一四号)
主要農作物種子法の廃止に対する新たな法整備と施策の推進を求める意見書(広島県東広島市議会)(第五一五号)
主要農作物の種子を保全する新たな法整備や条

例制定を求める意見書(広島県廿日市市議会(第五一六号))
食料自給率の向上に関する意見書(福岡県議会(第五一七号))
森林整備等林野関係事業の推進に関する意見書(徳島県議会(第五一八号))
森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の延長を求める意見書(奈良県議会(第五一九号))
水産業の体質強化を求める意見書(宮崎県議会(第五二〇号))
スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書(北海道深川市議会(第五二二号))
スマート農業の活性化を求める意見書(北海道石狩市議会(第五二二二号))
スマート農業の実現を求める意見書(石手県議会(第五二三号))
スマート農業の推進の加速化を求める意見書(栃木県議会(第五二四号))
スマート農業の推進を求める意見書(埼玉県議会(第五二五号))
スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書(埼玉県深谷市議会(第五二六号))
スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書(千葉県市川市議会(第五二七号))
スマート農業の早期実現を求める意見書(富山県議会(第五二八号))
スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書(石川県加賀市議会(第五二九号))
スマート農業の推進を求める意見書(長野県議会(第五三〇号))
スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書(京都市議会(第五三二号))
スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書(和歌山県議会(第五三三三号))
スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書(福岡県議会(第五三三三三号))
スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書(長崎県議会(第五三四号))

スマート農林水産業の実現による競争力強化の加速化を求める意見書(熊本県議会(第五三五号))
スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書(大分県議会(第五三六号))
豚コレラの早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める意見書(水戸市議会(第五三七号))
豚コレラの早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める意見書(埼玉県飯能市議会(第五三八号))
豚コレラの早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める意見書(埼玉県深谷市議会(第五三九号))
豚コレラの早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める意見書(千葉県市川市議会(第五四〇号))
日米貿易協定に関する意見書(北海道議会(第五四一四号))
日米貿易協定に關する意見書(北海道七飯町議会(第五四二二号))
日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書(北海道南幌町議会(第五四三三号))
日米貿易協定等を踏まえた国内対策の充実に対する意見書(熊本県議会(第五四四四号))
松くい虫被害及びナラ枯れ被害に対し万全の対策を求める意見書(青森県議会(第五四五五号))
林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(北海道帯広市議会(第五四六六号))
林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(北海道北斗市議会(第五四七七号))
林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(北海道鹿部町議会(第五四八八号))
林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(北海道森町議会(第五四九九号))
林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(北海道森町議会(第五四九九号))

実・強化を求める意見書(北海道南幌町議会(第五五〇号))
林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(北海道東川町議会(第五五一二号))
林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(北海道小平町議会(第五五二二号))
林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(北海道遠別町議会(第五五三三三号))
林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(北海道新得町議会(第五五四四号))
林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(北海道更別町議会(第五五五五号))
林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(北海道弟子屈町議会(第五五六六号))
は本委員会に参考送付された。
本日の会議に付した案件
理事の補欠選任
国政調査承認要求に関する件
政府参考人出頭要求に関する件
農林水産関係の基本施策に関する件
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案起草の件
○吉野委員長 これより会議を開きます。
理事補欠選任の件についてお諮りいたします。
委員の異動に伴いまして、現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○吉野委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。
それでは、理事に野中厚君を指名いたします。
○吉野委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。
農林水産関係の基本施策に関する事項
食料の安定供給に関する事項
農林水産業の発展に関する事項
農林漁業者の福祉に関する事項
農山漁村の振興に関する事項
以上の各事項について、実情を調査し、その対策を樹立するため、本会期中調査をいたしたいと存じます。
つきましては、衆議院規則第九十四条により、議長の承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○吉野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
○吉野委員長 農林水産関係の基本施策に関する件について調査を進めます。
この際、CSF及びASFの発生状況と対策について政府から説明を聴取いたします。農林水産大臣江藤拓君。
○江藤国務大臣 本日は、CSF及びASFの現状と現在の対応について、私から資料に基づき御説明いたしますので、資料をごらんください。
二枚おめくりください。一ページ目でございます。
CSFとASFを、括弧書きで豚コレラ、アフリカ豚コレラと記載しておりますが、本日提案される議員立法が成立すれば、豚熱、アフリカ豚熱と法律上の用語も変更されます。これは日本獣医学会から提言を受けたものと承知しております。他方、呼称は引き続きCSF、ASFを使用しております。

二ページ目をごらんください。

CSFの我が国の飼養豚での発生状況でありましたが、一昨年九月の岐阜県での発生以来、黄色く塗った八県で発生しております。今月八日には、沖縄県においても発生いたしました。

三ページ目をごらんください。沖縄の状況でございます。

私自身、発生が確認された当日に沖縄県で知事と面会し、沖縄県との連携を確認し、速やかな防疫措置がとられました。国からも、自衛隊の協力も含め、人的支援や物的支援を行っております。

四ページ目をごらんください。

CSFウイルスの侵入経路については、疫学調査チームの報告によれば、新たに海外から侵入したのではなく、また、加熱が不十分な肉製品を含んだ食品残渣の給餌により感染した可能性が否定できないことが示されました。

次に、ASFでございます。

五ページ及び六ページ目をごらんください。全世界及びアジアにおける発生状況が記されてございます。

ASFはより病原性が強く、ワクチンもありません。我が国では未発生ですが、一昨年八月の中国での発生以来、アジア各国で感染が相次いでおります。昨年九月には近隣の韓国でも発生しましたが、速やかな予防的殺処分により、十月以降は発生が抑止されております。

七ページ目をごらんください。対策が記されてございます。

まず、野生イノシシ対策です。

CSFもASFも、ウイルスに感染する野生イノシシの対策が重要であります。このため、環境省とも協力しながら、イノシシの捕獲を強化しております。また、経口ワクチン散布につきましては、昨年九月にワクチンベルトを構築したところでございますが、今後、さらなるワクチンベルトの拡大を実施するとともに、防衛省の協力もいただきながら、空中散布などの効果的な散布方法により対策を強化してまいります。

八ページ目をごらんください。

CSFの感染拡大を受け、防疫指針を改正し、昨年十月から予防的ワクチンの接種を開始いたしました。当初、CSF感染が確認された都道府県に限って推奨地域としておりましたが、野生イノシシでの感染拡大やワクチンの増産状況を踏まえ、昨年十二月に、感染拡大が想定される地域を先行して追加いたしました。現在、沖縄県を加えた二十一都府県を指定してございます。

九ページ目をごらんください。

飼養豚への感染経路を遮断するに当たり、野生動物の侵入を防止するために農場を防護柵で囲うことや、沖縄の事例から明らかになったように、飼料による感染を防止するためにエコフィードの加熱を厳格に行うことが重要であります。このため、飼養衛生管理基準を改定し、これらの内容を盛り込むこととしております。

さらに、残飯を通じてイノシシへの感染を防ぐため、自然公園やキャンプ場での野外のごみ箱対策を強化してまいります。

十ページ目をごらんください。

水際対策につきましては、情報発信や摘発の強化など、関係省庁が一体となつて取り組んでおり、韓国におけるASF発生以来、特に警戒を強化しております。昨年十一月には、中国の税関である海関総署との間で協力覚書を結んでおります。

対策の内容といたしましては、相手国から持つてこさせないための取組として、現地の旅行代理店等を通じた注意喚起や、機内アナウンス、現地空港力ウンターでのポスター掲示といった取組を行っております。

最後に、十一ページ目をごらんください。

日本に入らせないための取組として、検疫探知犬の増頭、畜産物の違法な持込みに対する対応の厳格化、関税申告書の様式の変更などの取組を行っています。オリンピック、パラリンピックに備えて、さらなる体制の増強を図ることとしております。

これらの取組を総動員し、また、委員各位の御協力をいただきながら、引き続き、CSF、ASFの対策に万全を期してまいります。

私からの説明は以上でございます。

○吉野委員長 以上で説明は終わりました。

○吉野委員長 この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として農林水産省消費・安全局長新井ゆたか君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○吉野委員長 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、宮腰光寛君外四名から、自由民主党・無所属の会、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム、公明党及び日本維新の会の四党派共同提案により、お手元に配付いたしております。とおり、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案の起草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。近藤和也君。

○近藤(和)委員 立国社の近藤和也でございます。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案の起草案につきまして、提案者を代表して、その趣旨及び主な内容について御説明申し上げます。

本案は、豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称を、国際機関において用いられている名称に即して、それぞれ豚熱及びアフリカ豚熱に変更するとともに、有効なワクチンがないアフリカ豚熱が近隣諸国で蔓延している状況に鑑み、家畜の伝染性疾病の発生の予防及び蔓延の防止のあり方に関し総合的な見直しが行われるまでの間の緊急の措置

として、アフリカ豚熱の急速かつ広範囲な蔓延を防止するために予防的殺処分を行うことができることとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、名称の変更についてであります。

豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称を、それぞれ豚熱及びアフリカ豚熱に変更することとしております。

第二に、アフリカ豚熱にかかわる予防的殺処分についてであります。

農林水産大臣は、当分の間、アフリカ豚熱が蔓延し、又は蔓延するおそれがある場合において、その患者及び疑似患者の殺処分、家畜の移動制限等の措置のみでは蔓延の防止が困難であり、かつ、その急速かつ広範囲な蔓延を防止するため、アフリカ豚熱の患者及び疑似患者以外の家畜であつてもこれを殺すことがやむを得ないと認めるときは、関係都道府県知事の意見を聞いて予防的殺処分の対象となる地域及び家畜を指定することができることとしております。

また、家畜以外の動物がアフリカ豚熱にかつていたことが発見された場合における指定は、周辺における当該動物の生息状況、アフリカ豚熱の病原体の拡散状況、家畜の飼養衛生管理の状況等を考慮するとともに、関係都道府県知事及び食料・農業・農村政策審議会の意見を聞いて行うこととしております。

第三に、家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱の蔓延による病原体の拡散の防止についてであります。

当分の間、家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱の蔓延によるその病原体の拡散を防止するため必要がある場合においても、家畜等の移動の制限、消毒、通行の制限等の蔓延防止のための措置を講ずることができることとしております。

また、当分の間、アフリカ豚熱の蔓延を防止するため必要がある場合においても、飼養衛生管理基準の遵守に係る勧告及び命令を行うことができることとしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から施行することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○吉野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本件について発言を求められておりますので、これを許します。田村貴昭君。

○田村(貴)委員 日本共産党の田村貴昭です。

CSFそれからASF対策について質問します。

まず、大臣にお伺いします。

被害農家への殺処分の手当金は、子豚は、子豚の市場価格で評価をされるので、大きく育てて得られるはずだった利益は得られません。私は、昨年三月の質疑で、逸失利益まで補償すべきではないかと質問しました。これに対して農水省は、豚の導入を完了するまで家畜防疫互助基金があるとなりました。

しかし、この互助基金は、九カ月で豚をもとの頭数に戻すことを前提にしています。既に九カ月以上たっているにもかかわらず、再開できない農家はたくさんいるわけです。

江藤大臣、再開まで国がやはり責任を持って、経営維持、再開に向けて支援を強化すべきであるというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○江藤國務大臣 罹患された養豚農家の方々にあかれましては、大変な御苦勞をされていることについて大変私もお気の毒であると思う一方、経営再開に向けては、全力で支援しなければならぬと思っております。

市場価格で評価されるというふうに委員御指摘

になりましたが、そもそも子豚は市場で取引されませんので、市場価格をつけるのが極めて難しいわけでありますけれども、いいものについては、大体、これもかなり頑張つて八千円ぐらいの単価をつけるようにいたしました。これは、経営者の方々や養豚協会、いろいろな業界の方々と意見交換をして、これぐらいの値段をつければ大体納得がいくという水準で価格もつけさせていた、だいているつもりでございます。

確かに、九カ月という、縛りではありませんけれども、目標としてこの期限がありますので、低利融資その他もありますけれども、しかし、養豚農家の中には、この機会に心が折れてしまう人も正直いえないわけではない。私の、口蹄疫のときにも、国から支援策があつても、この機会に、二度とこんな思いをするぐらいだったらもう畜産はやりたいくないという方もおられました。

そういう方は仕方ありませんが、しかし、経営再開の意欲を強く持っている方については、再開というものは、こういうウィルスによるものも含めて、時間がたつにつれて気持ちも変わり、状況も変わりますので、フォローアップもしながら経営再開まで支援をしていきたいというふうに考えております。

○田村(貴)委員 ぜひとも支援策を拡充していただきたいと思ひます。心が折れないように支援が必要なんですよ。

これまでCSFの被害農家で廃業した農家は、農水省に伺いますと、もう既に三軒に達していると同つています。大臣の地元、口蹄疫でも、やむなく畜産を諦めた方も多数おられたわけです。

ですから、廃業そして離農を生み出さないということが何よりも大前提ではないかなというふうに思ひます。

もう一問、大臣にお伺いします。

CSFの予防的ワクチンについてなんですけれども、これは手数料が取られます。千葉県では、一頭当たり三百九十円、埼玉県では三百二十円の手数料がかかるというふうに伺いました。

埼玉では、業界では大変な努力をして、そして、衛生費を一頭当たり千円までに抑えてきたというふうにも伺いました。千円までに抑えてきた。この中でやはり予防的ワクチンに三百円からのお金がかかってくるのは、これは大変なコストアップになってまいります。

ここに対する手厚い支援も必要ではないかと考えますけれども、大臣、いかがですか。

○江藤國務大臣 ワクチン接種につきましては、ワクチン接種プログラムを策定する段階で、その地域の飼養農家の皆様方がそれを希望されたということがまず大前提であるということは、まず申し上げなければならぬと思ひます。

しかし、そのコストアップにつながるということとは、委員の御指摘のとおりでございます。生産費調査によると、獣医師のお金とか、それからワクチンのお金とか手数料とかを含めると、委員がおつしやつたように大体千円ぐらいになるということでもありますから、これは大きな負担にはなるということも事実だろうと思ひます。

ですから、家畜伝染病予防法に基づいて、ワクチン代は、二分の一、国が補助いたしますし、それから、残りの二分の一については県負担となりまされども、五分の四については特別交付税措置をとるということになっております。

ただ、この手数料については、二百円台のところもあれば三百円台のところもあり、県によつてばらつきがありますけれども、私たちとしても、いろいろな指導をしながら、相談にも応じながら、少しでも負担が減るように努力をしていきたいと考えております。

○田村(貴)委員 少しでも負担が減るように、農家の方もそれを希望しています。今回の一部法改正についても、理解はできる、しかし、支援が支援の中身がやはり心細い、心配だという声を私も直接聞いたところでもあります。

次に、提案者にお伺いをしたいと思います。ASF侵入に伴う予防的殺処分というのは、これはもう養豚農家にとっては苦渋の選択を強いる

ものであります。だからこそ、手厚い支援が必要になってまいります。

これまでのCSF被害農家への支援について、私はきょう、手当金について、それから互助基金について、それからワクチン接種の例を挙げて、まだまだ不十分であるというふうに述べてきました。提案者の今の受けとめはいかがでしょうか。

また、離農、廃業を生まないためにどのような対応がこれから必要だとお考えになつておられるでしょうか。

できれば、提案者の中から、与党、野党、パランスよく御回答いただければというふうに思ひます。

○宮腰委員 現行家伝法において、CSF又はASFの患畜又は疑似患畜となり殺処分された家畜については、被害農家に対し、第五十八条第一項の規定に基づく手当金及び同条第二項の規定に基づく特別手当金を合わせて、最大で評価額の全額が交付されるものとなっております。

また、本法案に基づいてASFに係る予防的殺処分が行われる場合においても、現行の口蹄疫に係る予防的殺処分の場合と同様、家伝法第六十条の二第一項の規定に基づき、評価額の全額が補償されることとなります。

これらの補償は、評価額の全額を補償するものであり、妥当なものであるというふうに考えております。

また、私は自民党の養豚農業振興議員連盟会長を務めておりますが、ASFや今回のCSFについて、養豚関係団体からの評価額を超える補償を求める御要請はいただいております。

とはいえ、被害農家に対しては経営再開のための支援を行うべきことは当然であり、離農、廃業とならないよう、引き続き、充実した支援が必要であると考えております。

また、これに加えて、CSFやASFの感染を防ぐために、農家に飼養衛生管理基準を遵守してもらったための支援を行うことが重要であると考えておりまして、政治家の、政治の責任で、農家の

飼養衛生管理基準の遵守をしつかりと後押ししたいというふうに考えております。

以上であります。

○神谷(裕)委員 田村議員には、質問ありがとうございます。

おっしゃっていたとおり、今、疑似患者として、CSF、殺処分をされているところがございます。こういった皆さん方にしっかりと寄り添う支援、これは本当に大変なんでしょうか、思っているところがございます。

また、ASFが発生した場合に予防的殺処分を行うこととなる養豚農家の悲痛な思いについては、田村先生と全く同じ認識である、そのことを申し上げなければなりません。また、今回の法律案に基づき、ASFの予防的殺処分を行った場合には、家畜の評価額の全額を補償することとしております。

その上で、まずは、CSF、ASFへの感染を防ぐ努力をすることが重要ではないか、そのことを考えております。そのために、飼養衛生管理基準を全ての農家が遵守できるようにするための具体的な方策、そういったことについて、政府にも実現を求めていきたいと考えているところでございます。

さらに、CSF、ASFに感染した場合でも離農、廃業に追い込まれることのないように、農家に寄り添った支援策の充実を考えていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○田村(貴)委員 時間が参りました。

まずは、何といたっても水際対策の強化が求められます。そして、農家においての感染を予防する、そして、残念ながら患者が認められたところへの万全な支援対策を講じていただくことを強く要求して、質疑を終わります。

ありがとうございます。

○吉野委員長 これにて発言は終わりました。

お諮りいたします。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案起草の件につきましては、お手元に配付いたしてあります起草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉野委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とするに決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十分散会

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表第二十の項中「豚コレラ」を「豚熱」に改め、同表第二十一の項中「アフリカ豚コレラ」を「アフリカ豚熱」に改め、同表第二十二の項中「豚コレラ、アフリカ豚コレラ」を「豚熱、アフリカ豚熱」に改める。

第十条第三項、第十五条、第十六条第一項及び第二十一条第一項第一号中「豚コレラ、アフリカ豚コレラ」を「豚熱、アフリカ豚熱」に改める。

附則第一項を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項を附則第二条とし、同条の前に見出しとして「(旧法の廃止等)」を付する。

附則第三項を附則第三条とする。

附則第四項中「基」を「基づく」に改め、同項を附則第四条とする。

附則第五項及び第六項を削り、附則に次の見出し及び六条を加える。

(アフリカ豚熱に関する特例)

第五条 農林水産大臣は、当分の間、アフリカ豚熱がまん延し、又はまん延するおそれがある場合(家畜以外の動物がアフリカ豚熱にかかっていることが発見された場合であつて、当該動物から家畜に伝染することにより家畜においてアフリカ豚熱がまん延するおそれがあるときを含む。)において、第三章(次項の規定により読み替えて適用される第十七条の規定に係る部分を除き、第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)並びに次条及び附則第七条の規定により講じられる措置のみによつては、そのまん延の防止が困難であり、かつ、その急速かつ広範囲なまん延を防止するため、アフリカ豚熱の患者及び疑似患者(以下この項において

「患者等」という。)以外の家畜であつてもこれを殺すことがやむを得ないと認めるときは、患者等以外の家畜を殺す必要がある地域を附則第五条指定地域として、また、当該附則第五条指定地域において殺す必要がある家畜(患者等を除く。)を附則第五条指定家畜として、それぞれ指定することができる。

2 前項の附則第五条指定地域(以下この項において単に「附則第五条指定地域」という。)及び前項の附則第五条指定家畜(以下この項において単に「附則第五条指定家畜」という。)については、附則第五条指定地域及び附則第五条指定家畜の指定を第十七条の二第一項の指定地域及び指定家畜の指定と、附則第五条指定地域を同項の指定地域と、附則第五条指定家畜を指定家畜と、それぞれみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条の二第二項		口蹄疫	アフリカ豚熱
ものとする		ものとする	ものとする。この場合において、家畜以外の動物がアフリカ豚熱にかかっていることが発見された場合における指定地域及び指定家畜の指定の範囲は、当該動物がいた場所又はその死体があつた場所の周辺における当該動物の生息の状況、当該動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散の状況、これらの場所の周辺における家畜の飼養に係る衛生管理の状況その他の事情を考慮して定めるものとする
第十七条の二第三項	都道府県知事	都道府県知事(家畜以外の動物がアフリカ豚熱にかかっていることが発見された場合において指定地域及び指定家畜の指定をしようとするときは、当該指定地域を管轄する都道府県知事及び食料・農業・農村政策審議会)	附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される第三項
第十七条の二第八項	第三項		

3 アフリカ豚熱に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、当分の間、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三條	及び第五十八條、第五十八條（附則第五條第三項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）、第五十九條、第六十條（同項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）及び第六十條の二	
第三條の二第一項	まん延を まん延（家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散を含む。）を 前項（附則第五條第三項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）	
第三條の二第二項、第二十六條第二項、第二十八條の二第二項、第三十一條第二項及び第五十八條第五項	前項	
第三條の二第二項及び第二十六條第五項	同項	
第三條の二第二項、第二十六條第一項、第二項及び第四項、第二十八條の二第一項、第三十條、第三十一條第一項並びに第三十二條から第三十五條まで	まん延 まん延（家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散を含む。）	
第三條の二第三項	防止 防止（家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散の防止を含む。） 次項（附則第五條第三項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）	
第三條の二第四項	次項 次項（附則第五條第三項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）	
	前項 前項（同条第三項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）	
第三條の二第五項	とき とき（家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によりその病原体が拡散し、又は拡散するおそれがあるときを含む。）	
第三條の二第五項及び第二十條第五項	第三項 第三項（附則第五條第三項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）	
第二十六條第一項	ときは、 以下「要消毒倉庫等」といふ。	
う	う	

第二十六條第三項及び第四項、第二十八條の二第三項並びに第五十八條第四項	第一項 第一項（附則第五條第三項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）	
第二十六條第四項	要消毒倉庫等 及びその敷地（農林水産省令で定める敷地を除く。） 要消毒倉庫等	
第二十六條第五項	前項	
第二十六條第六項	第四項 前項（同条第三項の規定により読み替へて適用される場合を含む。以下この項において同じ。） 第四項（附則第五條第三項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）	
第二十八條第二項	敷地 敷地 第二十六條第四項 より読み替へて適用される場合を含む。） に車両を入れ、又は当該要消毒倉庫等	
第二十八條の二第二項	から出る まん延 まん延（家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱の急速かつ広範囲なまん延によるその病原体の拡散を含む。）	
第三十五條	この章 この章（附則第五條第三項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）	
第四十六條第一項	第二十六條 第二十六條（附則第五條第三項の規定により読み替へて適用される場合を含む。） 第二十五條まで、第二十六條（附則第五條第三項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）並びに第三十一條第二項（附則第五條第三項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）	
第四十七條	第三十四條 第三十四條（第二十六條第一項、第三十條、第三十一條第一項、第三十二條第一項、第三十三條並びに第三十四條については、附則第五條第三項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）	

第四十八條	前条	前条(附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
	第三章	第三章(同項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第五十二條の三	第二十六條第二項	第二十六條第二項(附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
	第四十八條	第四十八條(これらの規定が附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)
	第十七條の二 第五項又は第二十六條第一項	第十七條の二 第五項又は第二十六條第一項(附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)
第五十八條第一項第四号	第三十一條第一項	第三十一條第一項(附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第五十八條第三項	前二項	第一項(附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
	第一項第四号	第一項第四号(同条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第六十條第一項第二号	第五十八條第五項	第五十八條第五項(附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第六十條第二項	第三十二條	第三十二條(附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
	第三十三條	第三十三條(同項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
	第三十四條	第三十四條(同項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第六十一條	第三十一條第二項	第三十一條第二項(附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
	第五項、第三十條、第三十一條第一項	第五項(同条第一項、第三項及び第五項については、附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第三十條(同項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第三十一條第一項(附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

第六十四條第二号	場合	場合及びこれらの規定が附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合
第六十六條第一号及び第二号	については、	については
第六十六條第一号	含む	含み、第二十六條第四項及び第六項、第二十八條第二項並びに第二十八條の二第一項については附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む
第六十六條第二号	含む	含み、第二十六條第一項及び第三十條については附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む
第六十六條第三号	含む	含み、第二十六條第二項については附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む
第六十六條第七号及び第八号	場合	場合及び附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合
第六十七條	から前条まで	、第六十四條(附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第六十五條及び前条(同項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

4 前項の規定により第五十八條第一項の規定を読み替えて適用する場合における農業保険法(昭和二十二年法律第百八十五号)第九十八條第一項の規定の適用については、同項第二号中「第四号」とあるのは「第四号(同法附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、「同条第二項」とあるのは「同法第五十八條第二項」とする。

第六條 都道府県知事は、当分の間、家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散を防止するため必要がある場合には、その必要限度において、家畜以外の動物であつてアフリカ豚熱にかかつていることが発見されたものがいた場所又はその死体があつた場所その他アフリカ豚熱の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある場所又は物品を当該都道府県の職員に消毒させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による消毒をする場所の付近を通行する者に対し、家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散を防止するため必要な限度において、その身体又はその場所の付近を通過させる車両の消毒を受けるよう求めることができる。

3 都道府県知事又は市町村長は、当分の間、家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散を防止するため緊急の必要があると認める場合には、その必要限度において、相当の期間を定め、家畜以外の動物であつてアフリカ豚熱にかかつていることが発見されたものがいた場所又はその死体があつた場所(これに隣接してアフリカ豚熱の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある場所を含む。))とその他の場所との通行を制限し、又は遮断する。

断することができる。

4 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により通行を制限し、又は遮断しようとするときは、あらかじめ、通行が制限され、又は遮断されるべき場所を管轄する警察署長にその旨を通報するとともに、市町村長にあつては都道府県知事にその旨を報告しなければならない。

5 前項の場合において、同項に規定する場所に鉄道若しくは軌道が敷設されているとき又は当該場所の全部若しくは一部が港若しくは飛行場の区域の全部若しくは一部であるときは、同項の通報前にこれらの施設を管理する者に協議しなければならない。

6 第三項の規定による通行の制限又は遮断は、適当な場所にその旨及び理由その他農林水産省令で定める事項を掲示し、かつ、制限し、又は遮断すべき場所への通路に綱を張り、夜間は赤色灯又は黄色灯をつけ、その他その場所とその他の場所とを明確に識別できる方法により行わなければならない。

第七条 都道府県知事は、当分の間、家畜におけるアフリカ豚熱のまん延(家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散を含む。)を防止するため必要がある場合において、飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者が当該飼養衛生管理基準(衛生管理区域(第八条の二第一項に規定する施設及びその敷地をいう。以下この項において同じ。)内におけるアフリカ豚熱の病原体による汚染の拡大の防止の方法及び衛生管理区域外へのアフリカ豚熱の病原体の拡散の防止の方法に係る部分に限る。)を遵守していないと認めるときは、改善すべき事項を記載した文書の提示その他の農林水産省令で定める方法により、その者に對し、期限を定めて、衛生管理区域内におけるアフリカ豚熱の病原体による汚染の拡大の防止の方法又は衛生管理区域外へのアフリカ豚熱の病原体の拡散の防止の方法を改善すべきことを勧告することができる。

令和二年二月三日印刷

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、改善すべき事項を記載した文書の提示その他の農林水産省令で定める方法により、その者に對し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第八条 附則第六條第一項から第三項まで及び前条の規定による措置には、第三十五條及び第四十七條の規定を準用する。

第九条 附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される第二十六條、第二十八條の二及び第三十條から第三十五條まで並びに附則第六條及び第七條並びに前條において準用する第三十五條の規定により地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第六條第三項の規定による通行の制限又は遮断に違反した者

二 附則第七條第二項の規定による命令に違反した者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則に見出し及び六條を加える改正規定(附則第五條第三項中第六十四條第二号、第六十六條及び第六十七條の読替えに係る部分並びに附則第十條に係る部分に限る。)は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称の変更に伴う経過措置)

令和二年二月四日発行

第二条 この法律の施行前にされたこの法律による改正前の家畜伝染病予防法第二條第一項の表第二十の項に規定する豚コレラ又は同表第二十一の項に規定するアフリカ豚コレラに係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの法律による改正後の家畜伝染病予防法(次条において「新法」という。)第二條第一項の表第二十の項に規定する豚熱又は同表第二十一の項に規定するアフリカ豚

熱に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。

(罰則の適用に係る経過措置)

第三条 この法律の施行の日から起算して二十日を経過する日までの間における新法附則第五條第二項の規定の適用については、同項中「この法律の規定とあるのは、「この法律の規定第六十三條第三号を除く。」とする。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の項の下欄を次のように改める。

一 第三章(第二十一條第六項及び第七項を除く。)の規定(第六十二條第一項において準用する場合を含む。)により地方公共団体が処理することとされている事務

二 附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される第二十六條、第二十八條の二及び第三十條から第三十五條まで並びに附則第六條及び第七條並びに附則第八條において準用する第三十五條の規定により地方公共団体が処理することとされている事務

理由

「豚コレラ」及び「アフリカ豚コレラ」の名称を、国際機関において用いられている名称に即してそれぞれ「豚熱」及び「アフリカ豚熱」に変更するとともに、有効な予防液がないアフリカ豚熱が近隣諸国でまん延している状況に鑑み、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止の在り方に関し総合的な見直しが行われるまでの間の緊急の措置として、アフリカ豚熱の急速かつ広範囲なまん延を防止するために予防的殺処分を行うことができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U